【海外大学の日本校に在学中の日本人学生用】

日本学生支援機構寄附金事業
「JASSO 災害支援金」
申請要項

元奨学生や篤志家の方々などから

寄せられた寄附金を基に

「JASSO 災害支援金」事業を実施しています。

自然災害等により、学生・父母等の住宅に半壊・床上浸水以上の被害が発生し、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰できるよう、災害支援金の支給を行っています。

詳細はこちら
https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html

2026 年 11 月 10 日

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

目次

Ⅰ．「JASSO 災害支援金」申請から支給までの流れ　p.1
Ⅱ．事業内容　p.2~3
Ⅲ．申請手順等　p.4~7

Ⅰ.「JASSO 災害支援金」申請から支給までの流れ

自然災害等で居住する住宅に半壊若しくは床上浸水以上等の被害発生（学生・父母等）

▼

申請書類提出（学生⇒JASSO）

▼

日本学生支援機構（JASSO）での審査

▼

審査結果の通知
（　JASSO　⇒　学生　）

▼

「JASSO 災害支援金」振込み
（　JASSO ⇒ 学生　）

Ⅱ．事業内容

１．本事業の目的

自然災害等により、海外大学の日本校に在学中の学生又はその父母等（原則は父母だが、主として他の人の収入により学生生活を維持している場合はその人）が居住する日本国内の住宅に半壊以上等の被害を受けた場合に、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO 災害支援金の支給を行う。

２．申請資格

以下の全ての要件に該当する人。

（１）海外大学の日本校のうち、第二種奨学金（海外）の対象校及び対象課程に在学中の日本人学生であること。同校同課程に在学中の外国籍の学生の場合は、次のいずれかに該当すること。

① 法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等

② 定住者のうち、将来日本に永住する意思がある人

③ 家族滞在のうち、次の全てに該当し、かつ、将来日本に定着して就労する意思がある人

ア 日本で出生、又は 12 歳に達した日の属する学年の末日までに日本に入国した。

イ 日本の小学校、中学校等及び高等学校等（高校卒業程度認定試験合格者を含む）を卒業した。

※ 海外大学の日本校に在学中の外国人留学生は申請対象外。

（２）自然災害等の発生により、居住する住宅（当該学生又はその父母等が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう。以下同じ。）に、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む。）若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合、又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が 1 か月以上継続（以下「長期避難」という。）した場合。

（３）罹災時、申請時のいずれにおいても、成績不振又は長期欠席等（停学等の学校処分を含む。）による留年中（留年見込みを含む。）ではないこと。

※ 成績に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している時に発生した災害は対象とする。

３．留意事項

（１）入学前・休学中に発生した災害は対象外とする。

（２）卒業後の申請は対象外とする。

（３）同一の災害につき、申請は 1 回とする。

（４）本機構の貸与・給付奨学金利用の有無は問わない。また、他団体の経済的支援を受けている場合も申請することができる。

４．支給額

10 万円（返還不要）

５．受付期間

申請の受付は、自然災害等の申請事由の発生月の翌月から起算して 6 か月を超えない期間内かつ在学期間中である。

例えば、罹災が４月中の場合は、同年 10 月 31 日（消印有効）が受付期限となる。卒業予定の学生の場合には、学籍を有する最終日が受付期限となる。

６．申請書類の作成から支援金支給までの手続き

申請者は、本機構が指定する申請書類を本機構理事長宛に提出する。

詳しくは、ｐ.4 以降に記載。

申請書は、下記の本機構ホームページからダウンロードすること。

JASSO 災害支援金に関する本機構ホームページ

https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html

７．支給の取消し

本機構は次のいずれかに該当する場合は、支給対象者の決定を取り消し、すでに支援金を支給済みの場合は、全額を返納させることができる。

（１）虚偽の申請その他不正の行為により支給対象者となったことが判明したとき。

（２）支給対象者として適切でないと判断したとき。

８．その他

（１）申請者は、口座番号不一致や書類不備等の照会に対応すること。

（２）災害の規模や状況により、支給時期、支給額等の変更が生じる場合がある。

（３）支援内容の検討のため、支給者にアンケートへの協力を依頼している。

９．関係書類の送付先及び照会先

独立行政法人日本学生支援機構　政策企画部広報課寄附金室　JASSO 災害支援金担当

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7

電話：03－6743－3185　9 時～17 時 30 分（土、日、祝日、年末年始を除く）

Ⅲ．申請手順等

以下の提出書類をまとめ、本機構に郵送する。

＜ 提出書類一覧 ＞

	準備する書類名	学生が準備
①	様式 1_申請書（海外大学日本校学生用）	○
②	罹災証明書等	○
③	支援金の振込みを希望する口座の通帳等のコピー	○
④	住民票の写し等（原本）	○
⑤	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等（原本）	○（該当者のみ）
⑥	在籍証明書（日本語訳添付）	○
⑦	成績証明書（直近１年間分）（日本語訳添付）	○
⑧	アカデミックカレンダー	○
⑨	在留資格と在留期間が明記されているもの	○（該当者のみ）
⑩	家族滞在に関する書類	○（該当者のみ）

（１）申請資格の確認

申請者は、「Ⅱ．事業内容　２．申請資格」を読み、申請資格を満たしているかどうかを確認する。

（２）申請書類の作成・取得・確認

申請資格を満たしていることを確認の上、「提出書類一覧」のとおり、必要な書類を揃える。

①「様式 1_申請書（海外大学日本校学生用）」

本機構ホームページより、「様式 1_申請書（海外大学日本校学生用）」をダウンロードして記入例を参照のうえ必要事項を記入する。

※ファイルには「様式 1_申請書（海外大学日本校学生用）」および「記入例（様式 1_申請書）」がある。

②罹災証明書等

＜半壊若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合＞

- 罹災証明書（コピー可）
  - ※ 罹災証明書は、「全壊、半壊、全焼、半焼失、床上浸水等」罹災状況の記載があり、住宅（住家）に物的損害を受けたことがわかるものとする。

次の事由は支給対象外

・準半壊、半壊に満たない一部損壊
・店舗、納屋、車庫（住居としていない）
・断水、停電
・火災の場合、部分焼、ぼや、消火活動による水損

- 罹災証明書申請書（コピー可）

※ 罹災証明書の発行に時間がかかる場合は、市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピー。

※ 「市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピー」で申請した場合は、追って発行された罹災証明書を提出すること。罹災証明書の提出を本機構で確認した後、支援金の振込みを行う（罹災証明書については上記参照のこと）。

罹災証明書の罹災者住所と罹災建物の所在地が異なる場合は、異なる理由を説明する文書（様式自由）を添付すること。

＜長期避難の場合＞

- 自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が 1 か月以上継続したことが分かる公的な客観資料（自治体のホームページの公示を印刷したもの等）

※ 提出する資料は住所や避難勧告の期間が確認できる公的なものを用意する。

※ 自主的避難は支給対象外。

※ ライフライン途絶は支給対象外。

③支援金の振込を希望する口座の通帳等のコピー（申請書に記載されている内容の確認に使用）

下記振込口座の条件を満たし、「金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座名義、口座番号」がわかる口座の通帳等のコピーを提出する。

ただし、通帳レスの場合に限り、アプリ等画面のスクリーンショットやキャッシュカードのコピーの提出も可能とするが、「金融機関名、支店コード、口座名義、口座番号」が必ずわかるものを提出すること。

＜振込口座の条件＞

・申請者（学生）名義の普通口座のみとする。
・次の金融機関等は取り扱わない。
農協、外資系銀行、ネットバンク等（SBI 新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行　等）
・貯蓄預金口座、NISA 口座、一定期間取引がない口座（休眠口座）は不可。

④住民票の写し等（原本）

住民票の写し等は、マイナンバーの記載がないもの。原本を提出すること。

⑤（父母等が被災した場合のみ）

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等（原本）

学生本人と被災者との続柄が確認できるもの。原本を提出すること。

※学生本人が外国籍の場合

学生本人と被災者との続柄が確認できるもの（被災者が世帯主の場合は、住民票の写し等（原本））。

⑥在籍証明書（日本語訳添付）

在籍校発行のもので、正規課程の入学日以降に発行され、かつ申請月から遡って 3 か月以内に発行されたもののみ有効。

外国語の証明書である場合は、日本語訳を添付すること（本人翻訳可）。

⑦成績証明書（直近 1 年間分）（日本語訳添付）

在籍校発行のもので、直近 1 年間分。

外国語の証明書である場合は、日本語訳を添付すること（本人翻訳可）。

新入生でまだ成績が付いていない場合は、代わりに履修証明書を取得する（現在の履修科目が掲載されているマイページの画面も可）。

⑧アカデミックカレンダー

在籍校のもの（掲載されている在学校ホームページの画面も可）。

⑨（学生本人が外国籍の場合のみ）

「在留カード（コピー）」・「特別永住者証明書（コピー）」「住民票の写し（原本）」等、在留資格と在留期間が明記されているもの、いずれか 1 点

※ 申請時点で在留期間が経過している場合、在留資格の更新申請中であることを示す書類を添付する。なお、法定特別永住者・永住者の人は在留期間が記載された書類の提出は不要。

※ 申請書記載の「外国籍の場合」項番 1～3 のいずれかに該当することを確認する。

＜学生本人が定住者の場合のみ＞

※ 申請書記載の「外国籍の場合」項番 2 に該当することを確認する。

※ 申請書記載の「意思確認欄」（定住者）に自署する。

＜学生本人が家族滞在の場合のみ＞

「日本で出生した学生は、その事実を証する書類」、「12 歳となった年度末までに日本に入国した学生は、『外国人出入国記録の写し※（原本）』」※申請者が出入国在留管理庁に開示請求を行い、取得した記録**、「日本の小学校、中学校、高等学校等の卒業証明書（原本）」等、その事実を証する書類**

※ 申請書記載の「外国籍の場合」項番 3 に該当することを確認する。

※ 申請書記載の「意思確認欄」（家族滞在）に自署する。

（３）本機構への提出（郵送）

申請者は、**（２）提出書類の作成・取得・確認**で作成・確認した書類を本機構に提出する。

書類の送付先については、上記**「Ⅱ.事業内容　9．関係書類の送付先及び照会先」**を参照。

※　書類提出の際は、封筒の表に「JASSO 災害支援金申請書等在中」と朱書きの上、申請期間内（消印有効）に個人情報の保護及び提出書類の発送日確認のため、簡易書留等、配達の記録が残る手段で送付すること。